

調 査 報 告 書

令和4年12月

三 島 市 議 会

ダイバーシティ推進検討特別委員会

<目次>

第1	調査の目的	2
第2	委員会の活動経緯	2
第3	調査の結果	4
第4	調査の結果を踏まえた今後の取組み	14
第5	委員会の構成	15

第1 調査の目的

これからの議会のあり方として、ジェンダー（社会的性別）の視点だけでなく、年齢、職業、障がいの有無、社会的な背景等のダイバーシティ（多様性）を理解し、多様な人材の能力が最大限に発揮できるように配慮した上で、それぞれの立場で活躍できる議会となることが求められている。

そのため、多様な人材が議員として議会活動を円滑に行うことができるよう、必要な条件及び配慮等について検討することが、当委員会が設置された目的であり、この目的に沿って調査を行った。

第2 委員会の活動経緯

当委員会の活動の経緯は下表のとおりである。なお、検討の経緯をわかりやすくするため、当委員会の活動に限らず、議会全体のダイバーシティ推進に向けての取組内容についてもあわせて記載した。

年月日	会議名等	内容
令和3年9月30日	9月定例会最終日本会議	全議員発議により当委員会を設置
令和3年9月30日	第1回特別委員会	正副委員長の互選
令和3年11月10日	第2回特別委員会	1 委員会の設置目的の確認 2 委員会の検討事項の協議 3 委員会の検討の進め方の協議 4 今後のスケジュールの協議
令和3年12月23日	第3回特別委員会	1 ダイバーシティに関する基本的な論点の確認 2 委員会の検討事項の協議 3 今後のスケジュールの確認
令和4年2月2日	議員研修会 (全議員対象)	講師:上智大学法学部教授 三浦 まり 氏 テーマ:政治分野における男女共同参画 推進法をどう活かすか? ※コロナ禍を考慮し、Zoomによるオンライン方式で開催

年月日	会議名等	内容
令和4年4月18日	第4回特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会議及び委員会への出席のあり方についての検討 2 議員説明会及び研修会等への出席のあり方についての検討 3 各種会議出席中の子どもの居場所等についての検討
令和4年5月26日	第5回特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回の検討結果の確認と追加の検討 2 議席までの導線確保についての検討 3 壇上及び質問席等での発言のあり方についての検討 4 起立及び挙手による採決への対応(投票への対応を含む。)についての検討
令和4年7月5日	第6回特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回の検討結果の確認 2 音声文字変換機器の使用及び処理速度への配慮についての検討 3 電子音声等による発言及び入力時間への配慮についての検討 4 文書質問制度の導入及び運用方法についての検討
令和4年7月19日	第7回特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回の検討結果の確認と追加の検討 2 行政視察への参加のあり方についての検討 3 行政視察への子ども及び介助者の帯同についての検討 4 議員報酬等の特例に関する条例における支給割合についての検討
令和4年8月5日	第8回特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 前回の検討結果の確認 2 バリアフリートイレ(多目的トイレ)の整備及び利用に関する配慮についての検討 3 敬称の選択及びあり方についての検討 4 通称及び旧姓の使用についての検討 5 ハラスメントに関する相談窓口の設置についての検討

年月日	会議名等	内容
		6 ハラスメントの防止に向けた研修等の開催についての検討
令和4年8月25日	第9回特別委員会	1 前回の検討結果の確認 2 協議結果のまとめと三島市議会基本条例(以下「議会基本条例」という。)の一部改正についての検討
令和4年10月20日	第10回特別委員会	報告書案の検討
令和4年11月2日	全議員説明会	報告書案についての説明
令和4年11月15日	第11回特別委員会	報告書案の検討

第3 調査の結果

当委員会では全部で18の検討事項について調査検討を行った。その結果は以下のとおりである。

1 本会議及び委員会への出席のあり方

(1) 検討事項の概要と問題意識

オンラインによる会議出席の可否について、現状では議場や会議室に議員が出席する形しか想定していないが、Zoom等の利用によりオンラインで会議に出席することを認めれば、様々な事情で登庁できない場合にも自宅等から会議に出席できる可能性が広がるのではないかと検討する。

(2) 今後の方向性

- ① 本会議のオンライン出席については、地方自治法の改正を待って速やかに検討する。
- ② 地方自治法の改正に関する意見書等の提出は行わない。
- ③ 委員会のオンライン出席については、条例改正等を行った上で認める。
- ④ 委員会のオンライン出席の要件は感染症に限らず広く認めることとし、限定的な列挙ではなく包括的な規定とする。
- ⑤ 委員会のオンライン出席は委員長の許可制とする。
- ⑥ 秘密会で委員会を開くときは、オンライン出席は不可とする。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 三島市議会委員会条例
- ・ 三島市議会会議規則（以下「会議規則」という。）
- ・ 今後、委員会のオンライン出席の要件の詳細な検討が必要

- (4) 今後の検討の場と検討時期
- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
 - ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

2 議員説明会及び研修会等への出席のあり方

(1) 検討事項の概要と問題意識

検討事項1と基本的に同じで、オンラインでの出席の可否を検討するが、こちらは法令等に定めがない会議への出席に関することであるため、例規等の改正は不要な点が異なる。

(2) 今後の方向性

- ① オンライン出席を認めるかどうかは会議の内容により判断する。
- ② オンライン出席を認める場合は届出制とする。
- ③ 議員説明会等について、撮影動画を後日見られる環境を作る。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たいが、(2)の③は、改選後の検討とする。

3 各種会議出席中の子どもの居場所等

(1) 検討事項の概要と問題意識

乳幼児がいる議員について、様々な事情から子どもを預けることが難しい状況になることが考えられるので、それに対する方策の検討が必要。

一般には三島市において議員が乳幼児の子どもを預ける方策としては、以下が考えられる。

- ・ 保育所等への入園（場合により幼稚園で延長保育の併用）
- ・ 保育所等の一時預かり保育
- ・ 本町子育て支援センター等の短時間保育
- ・ 家族、知人、ベビーシッター等に依頼

(2) 今後の方向性

議員が妊娠、出産、育児を安心してできる環境を整えるため、現状で考えられる方策として、以下について今後検討していく。

- ① 保育所等公的な保育サービスの利用が基本と考えるが、保育サービスが使えない場合に備え、託児スペースの確保や、別室からモニター視聴等により会議に参加できるような仕組み等の環境を整える。
- ② 本会議の開始時間（現状は午後1時）を繰り上げることにより、一時預か

り制度を利用しやすくする。

- ③ 本会議の休憩時間を長くして子どもの対応をできるようにする。

なお、やむを得ず子どもを議場や委員会の会議室（以下「議場等」という。）に連れてくる必要がある場合は、事前に議会運営委員会で協議することとし、一律に子どもを議場等に連れてくることを禁止はしない。

- (3) 改正が必要な例規等

- ・ 本会議の開始時間を繰り上げる場合は、会議規則の改正が必要。

- (4) 今後の検討の場と検討時期等

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ 現状では当事者がいないこともあり、今後の検討課題とし、改選後の検討にならざるを得ない。なお、実際に必要が生じた場合には当事者の意向も踏まえた個別の検討が必要。

4 議席までの導線確保

- (1) 検討事項の概要と問題意識

車椅子利用者について、市役所本館の1階から3階への移動にはエレベーターの利用が可能だが、階段利用の場合と比べて導線が長くなるほか、議場内には段差があり、議席、質問席、演壇及び議長席への車椅子利用者の移動はかなり困難。また、議場内部の通路で幅が狭い部分もあり、これらへの対応が必要。

- (2) 今後の方向性

- ① 車椅子でも議場、議席、質問席に入れるような通路幅の確保、スロープの設置等について、改修経費の概算見積を取得したところ、相応の費用がかかるため、現状では改修を保留し、必要が生じた時点で改修を行う。
- ② 介助者については必要に応じて認める。

- (3) 改正が必要な例規等

- ・ 上記②については議会内の申し合わせが必要。

- (4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ ①は各派代表者会議
- ・ ②は議会運営委員会で、可能であれば改選前に結論を得たい。

5 壇上及び質問席等での発言のあり方

- (1) 検討事項の概要と問題意識

様々なハンディキャップにより、演壇や質問席への移動が難しい議員がいることも想定される。本来、ハード整備を行って全ての議員が同じように発言できるようにすることが望ましいが、現在、庁舎の建て替え等も検討されている中でどこまでハード整備を行うべきかの判断は難しい。よって、ハード整備が

十分にできない場合の対応を検討する必要がある。

(2) 今後の方向性

当事者の意向をふまえて考える必要はあるが、質問席又は自席での着座での発言、介助者同行による演壇での発言を認める。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

6 起立及び挙手による採決への対応（投票への対応を含む）

(1) 検討事項の概要と問題意識

現状、採決は原則として起立又は挙手によることとなっている（他に投票による採決もある。）。しかし様々なハンディキャップにより、起立や挙手ができない議員がいることも想定されるので、それに対する対応を予め検討しておきたい。なお、投票の場合も、現在は投票箱を演壇に置き、議員は登壇して投票しているが、登壇が難しい議員への対応も考慮したい。

(2) 今後の方向性

- ① 採決の方法について、起立ができない方がいる場合は挙手採決に変更する。挙手も難しい方がいる場合の対応については、今後、電子採決システムの導入などを検討する。
- ② 投票時に登壇が難しい場合、投票箱を演壇にではなく質問席に置くことも選択肢とする。また、当事者の意向を前提に、投票箱を議席等に持っていき投票をしてもらうことを認める。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ
- ・ 電子採決システムを導入する場合は、会議規則の改正が必要。

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会（電子採決システムの導入については、各派代表者会議でも検討が必要。）
- ・ 電子採決システムの導入については、今後の検討課題で改選後の検討としたいが、それ以外については可能であれば改選前に結論を得たい。

7 音声文字変換機器の使用及び処理速度への配慮

(1) 検討事項の概要と問題意識

聴覚障がい者の議員がいる場合に、音声を認識する手段の一つとして音声認

識システムを活用した音声文字変換アプリ（UDトーク）等を使用することが想定されるので、その場合に必要な対応を予め検討しておきたい。

(2) 今後の方向性

当事者の意向も踏まえ、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 音声文字変換アプリ等の使用を認める。
- ② 使用者がアプリ等を通じて内容を確認できるような会議進行上の配慮をする。
- ③ 答弁後の再質問にあたり必要があれば時間的な配慮を行う。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

8 電子音声等による発言及び入力時間への配慮

(1) 検討事項の概要と問題意識

病気や障がい等、様々な事情で発話、発声が困難な議員がタッチパネル等で文字を入力することで電子音声が発生できる「トーキングエイド」アプリや、音声変換装置を持ったパソコン等を活用して発言することが想定される。また、本人に代わり介助者、職員等が原稿を代読するということも選択肢として考えられるので、それに対する対応を予め検討しておきたい。

(2) 今後の方向性

当事者の意向も踏まえ、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 発話に必要な機器類の議場内への持ち込み及び使用を認める。
- ② 介助者等による発言内容の代読を認める。
- ③ 一般質問及び代表質問において、再質問時に発言内容を作成する時間について、発言時間の時計を止めて、発言時間に含まないような運用をする。
- ④ 議長や委員長は当該議員の発言にあたり、その準備が整ったことを確認してから発言を認めるなど、議事進行上の配慮をする。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

9 文書質問制度の導入及び運用方法

(1) 検討事項の概要と問題意識

文書質問制度とは、文書により当局に質問を行い、一定の期間内に当局から文書で回答をもらうことをいう。議員数の多い都道府県議会や政令市議会で、会派の大小で議会での発言時間が決まっている場合等に、議会で質問できない議員が出てくるため、これを補う観点で制度化されている例や、平成中期以降の議会改革の流れの中で、行政に対する議会の監視機能を高める目的で制度化されている例がある。この文書質問制度を一般質問の補完手段として会議規則等に位置づけることで、様々な事情で本会議への出席ができない場合に、議員として当局に質問する機会をある程度確保できるのではないかと。

(2) 今後の方向性

- ① 障がい等に対して様々な手法を用いても本会議出席ができない場合の補完的手段として、多様な方が活動する上での開会中の選択肢として会議規則に文書質問制度を位置づける。
- ② コロナ禍や事故等様々な事情で登庁できない場合の文書質問制度の活用については、今後の課題として議会運営委員会等での検討を依頼する。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 会議規則

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ 改選後の検討とする。

10 行政視察への参加のあり方

(1) 検討事項の概要と問題意識

様々な事情から現地を訪問する行政視察への参加が難しい議員について、視察先の上承を得た上で、当該議員がオンラインで参加するということが想定される。やむを得ない事情がある場合、オンラインでの参加を認めることで、一定程度は視察の結果を共有することができ、多様な議員の活躍の可能性を広げることにつながるのではないかと。

(2) 今後の方向性

- ① 委員会の会議へのオンライン参加と同様、行政視察へのオンライン参加は委員長の許可制により認める。
- ② 行政視察へのオンライン参加を認める事由については、会議へのオンライン参加と同様に予め定めておく。
- ③ 会派での視察へのオンライン参加については、視察先の上承を前提に、各会派の判断によるものとする。

- (3) 改正が必要な例規等
 - ・ 議会内の申し合わせ
- (4) 今後の検討の場と検討時期
 - ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
 - ・ 検討事項1の委員会へのオンライン参加とあわせて検討し、可能であれば改選前に結論を得たい。

11 行政視察への子ども又は介助者の帯同

(1) 検討事項の概要と問題意識

検討事項3や検討事項4との関連で、行政視察にも子どもや介助者の同行を認めるかどうかということについて、予め検討しておきたい。認める場合の対象、費用負担等について、整理しておく必要がある。

(2) 今後の方向性

<行政視察への子どもの同行について>

- ① 視察への同行は認めるが、現地での調査で相手から説明を受けたりする時間帯については、子どもの同席は認めずベビーシッター等に預ける等の対応をする。
- ② 同行の子どもやベビーシッター等の旅費、保育費等の費用は当該議員の個人負担とする。
- ③ 対象となる子どもの範囲は限定せず、ケースバイケースで判断する。
- ④ 視察への同行については事前に事情を説明し委員長の許可を得る。

<障がい等により介助が必要な場合の介助者の同行について>

- ① 視察への同行は認める。
- ② 委員会の視察における介助にかかる費用で既存の福祉サービス等で対応できない分は原則として公費で負担する。ただし、予算措置が必要となるため、詳細は実際に対応が必要となった時点で、当事者の意向も踏まえ、改めて検討することとしたい。なお、本会議及び委員会の会議などの公務における介助にかかる費用についても、同様の取扱いとする。
- ③ 会派の視察など、議員としての活動における介助員にかかる費用は、当該議員の個人負担とする。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

12 議員報酬等の特例に関する条例における支給割合

(1) 検討事項の概要と問題意識

現在、三島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（以下、「議員報酬特例条例」という。）により、同一任期中で連続する2回以上の定例会の会議等（定例会の会議と会期中に開かれる委員会の会議）を全て欠席した場合、その翌月から議員報酬を減額することになっている。このため、出産、育児、介護、看護等で2回以上の定例会の会議等を全て欠席することになった場合も、議員報酬の減額の対象となるが、会議規則で産前産後の期間の欠席について規定していることとの兼ね合いについて、検討する必要がある。

(2) 今後の方向性

- ① 会議規則の欠席事由の規定との整合性を取り、出産のため産前8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）、産後8週間の時期に会議等を欠席する場合は、議員報酬特例条例の適用除外とする。
- ② 妊娠又は出産に起因する疾病により会議等を欠席する必要があると医師が認める期間についても、議員報酬特例条例の適用除外とする。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議員報酬特例条例

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ 改選後の検討とする。

13 バリアフリートイレ（多目的トイレ）の整備及び利用に関する配慮

(1) 検討事項の概要と問題意識

現状、バリアフリートイレは市役所本庁舎では西館1階のみの設置であり、議会フロアである本館2階及び3階には設置されていないため、車椅子等を利用する議員がバリアフリートイレを利用する場合、相応の時間を要することが想定される。一方、庁舎の建て替え等が検討されている中で、現在の庁舎の議会フロア等に新たにバリアフリートイレを追加設置することは現実的ではないと考えられるため、運用上の配慮をどうするか、予め検討しておきたい。

(2) 今後の方向性

現状ではハード面の改修は現実的ではないため、必要に応じて休憩時間を長めにとるような配慮をしていく。

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会

- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

14 敬称の選択及びあり方

(1) 検討事項の概要と問題意識

現在、三島市議会の会議録の出席者名簿及び発言者名における敬称は議員、当局とも男女問わずすべて「君」であり、また、議場での議員の敬称は男性が「君」、女性が「さん」となっている。しかし、トランスジェンダー等を考慮すると、議会運営において男女によって敬称を分ける積極的な意味合いは少ないと思われる。

(2) 今後の方向性

男女問わず共通の敬称を使うことに加え、会議中の発言内容と、会議録の出席者名簿及び発言者名の表記を揃えることを考慮し、他市の例を参考に、以下の取扱いとする。

- ① 議場での議員の呼称は男女問わず「議員」とする。（「〇〇議員」）
- ② 会議録の出席者名簿及び発言者名における敬称は議会、当局ともにつけない。（議員は「〇番 〇〇〇〇」、当局は「市長 〇〇〇〇」等。）

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会内の申し合わせ

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 議会運営委員会
- ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

15 通称及び旧姓の使用

(1) 検討事項の概要と問題意識

今まで三島市議会では通称及び旧姓の使用について協議を行った記録は確認できておらず、現状では取扱いについて明確な定めはない。しかし議員任期中に婚姻した場合に、旧姓を継続して使用したいという要望や、通称による選挙活動が認められていることから、通称で活躍して当選した議員が当選後も通称で議員活動を行いたいという要望が出るのが今後考えられるため、通称及び旧姓の使用について、三島市議会としての考え方を予め決めておきたい。なお、全国市議会議長会から令和2年3月13日付で議員の通称使用について、各市議会での必要な措置などの配慮を依頼する通知が出ている。

(2) 今後の方向性

- ① 全国市議会議長会からの通知もふまえ、三島市議会としても通称及び旧姓の使用を認める。
- ② 運用ルールは別途申し合わせ又は要綱として定める。

- (3) 改正が必要な例規等
 - ・ 議会内の申し合わせ又は要綱
- (4) 今後の検討の場と検討時期
 - ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
 - ・ 可能であれば改選前に結論を得たい。

16 ハラスメントに関する相談窓口の設置

17 ハラスメントの防止に向けた研修等の開催 ※一括して検討

(1) 検討事項の概要と問題意識

令和2年に全国約1万人の地方議員を対象に行った内閣府の委託事業での調査によると、回答者約5,700人のうち、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%が何らかのハラスメントを受けたと回答している。また、令和3年6月に改正された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の第9条で、ハラスメント防止研修や相談体制の整備等が求められていることもあり、三島市議会としてもこれに対応していく必要がある。

(2) 今後の方向性

- ① 議会事務局にハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談及び必要な対応を行う。なお、相談窓口には原則として男性職員と女性職員を配置することとする。
- ② ハラスメント防止の要綱や政治倫理条例等については、どのような方法を取ることがよいかということを含め、今後の検討課題とし、改選後の議会の判断に委ねる。
- ③ ハラスメント防止研修について、改選前（年度内）に1回、改選後は任期最初の年に実施していく。（先行して令和4年11月に実施済。）

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 相談窓口に関する要綱

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ (2)の①及び③については改選前に結論を得たい。②は改選後に検討。

18 議会基本条例の一部改正

(1) 検討事項の概要と問題意識

令和3年度に行った議会基本条例の検証の際、条例第3条第5号の後に、男女共同参画の原則について記載してはどうかという意見があった。その後、当委員会の設置が決まったことなどから、ダイバーシティ（多様性）を理解し、多様な人材が活躍できる議会という視点からの環境整備を進めるということ

について、条例第3条の議会活動の原則の項に追加することを検討することとなっており、今までの当委員会の検討内容も踏まえて、議会基本条例への記載の追記を行いたい。

(2) 今後の方向性

議会基本条例第3条（議会活動の原則）第5号の後に、第6号として以下の項目を追加する。また、現行の第6号を第7号に繰り下げる。

「多様な人材が議員として議会における活動を円滑に行うことができるよう、必要な環境の整備に努めること。」

(3) 改正が必要な例規等

- ・ 議会基本条例

(4) 今後の検討の場と検討時期

- ・ 各派代表者会議及び議会運営委員会
- ・ 改選前に結論を得たい。

第4 調査の結果を踏まえた今後の取組み

今回、多様な人材が議員として活躍できるような環境整備を進めていくための第一歩として、限られた時間の中で幅広い項目について検討し、一定の結論を得ることができたことは当委員会の成果と考える。

しかし、多くの項目について、現時点で当事者である議員がいないこともあり、当事者の意見を聞くことなく、想定できる範囲での検討にとどまったことも事実である。今後、具体的な対応が必要になった場合、当事者の意向を踏まえて改めて詳細を議会運営委員会等で検討することが求められる。

また、現状の議場や庁舎内の設備の整備に関しては、現在、市庁舎の建て替えの検討がされている中で、大幅な改修は難しいが、新庁舎を建設する場合には、ユニバーサルデザインや多様性の観点を踏まえた施設としていくことが必須である。

さらに今回、当委員会で得た方向性を形にしていくためには、様々な例規の改正も必要であり、可能なものについては改選前に改正を進めていきたい。特に、議会基本条例に多様な人材が議員として活動するための環境整備に努めることを明記することは非常に重要であり、なるべく早く条例を改正することが求められる。

以上、今回の検討結果を踏まえ、議会基本条例の改正案に記したとおり、今後も引き続き三島市議会として多様な人材が議員として活動するための環境整備に向けた検討を随時行っていくこととしたい。

第5 委員会の構成

【ダイバーシティ推進検討特別委員会】

委員長 : 鈴木 文子
副委員長 : 甲斐 幸博
委員 : 野村 諒子
委員 : 大石 一太郎
委員 : 石井 真人
委員 : 岡田 美喜子
委員 : 河野 月江